保護司が安心して活動できる安全確保の対策を早急に確立することを求める意見書

犯罪者の立ち直りを支援する保護司がその活動中に尊い命を奪われた、過去に例のない悲惨な 事件に心を痛めるとともに、今回の事件は犯罪者や非行少年の社会復帰を支える保護観察制度を 根底から揺るがす事態と言っても過言ではない。

保護司は法務省の保護観察官と連携し、保護観察中や仮出所中の人と面接し、生活や就労の支援を行う、まさに社会奉仕の精神をもっての活動である。その活動は時代とともに変革し、犯罪や対象者が抱える問題も複雑多岐にわたっている。

しかし、保護司制度は時代に即応した変革が行われているとは言えない。保護司は非常勤の国家公務員でありながら、実質的には無償のボランティアであり、昨今では保護司の高齢化も著しく、なり手不足も深刻な問題となっている。このような状況下で、今後、さらに保護司の不足に拍車がかかることが懸念される。今回の事件は保護司制度の長年の歴史の中で極めてまれな出来事とはいえ、今後も同様の事件が発生する可能性が懸念される。

よって、本市議会は、国に対し、保護司が安心してその崇高な使命をもって活動できるようにするための再発防止策の確立を、国として早急に行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

内閣総理大臣

総 務 大 臣 殿

法 務 大 臣

座間市議会議長 荻 原 健 司